平成２年那審第４１号
漁船第七幸丸機関損傷事件　〔簡易〕

言渡年月日　平成２年１２月１９日
審　判　庁　門司地方海難審判庁（大底昇美）
理　事　官　降幡泰夫

損　　　害
減速逆転機を焼損

原　　　因
主機（減速逆転機）の潤滑油管理不十分

裁 決 主 文
　本件機関損傷は、主機減速逆転機の潤滑油に対する管理が不十分であったことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

適　　　条
海難審判法第４条第２項、同法第５条第１項第３号

裁決理由の要旨
（事実）
船 種 船 名　漁船第七幸丸
総 ト ン 数　１９トン
機関の種類　過給機付４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関１個
出　　　力　８８キロワット

受　審　人　Ａ
職　　　名　機関長
海 技 免 状　五級海技士（機関）免状（機関限定・旧就業範囲）

事件発生の年月日時刻及び場所
平成元年１０月１８日午後２時ごろ
那覇港泊ふ頭北岸壁

　第七幸丸は、昭和５６年７月に進水したまぐろ延縄漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、主機としてＢ社が製造した６ＨＡＳ－ＤＴと称する定格回転数毎分１，１５０の減速逆転機（以下「逆転機」という。）

付ディーゼル機関を装備していた。
　逆転機は、前進側と後進側にそれぞれ油圧式多板クラッチを備えたもので、潤滑油を兼ねた作動油が同機のケーシングに１５リットルばかり入れられ、同機直結の歯車式ポンプによって加圧されたのち、圧力調整弁で毎平方センチメートル約１８キログラムに調圧されるようになっており、作動油が前後進切替弁を経て各クラッチの油圧作動筒へ、圧力調整弁からの余剰油が冷却器を経て各滑動部へそれぞれ至るようになっていた。
　受審人Ａは、昭和５６年８月本船に機関長として乗船し、南方漁場への出漁を繰り返していたが、主機の潤滑油については、定期的に取替えていたものの、逆転機の潤滑油は、取扱説明書記載の使用時間限度１，０００時間を順守することなく、平成元年４月新替え後同年９月帰港した時点で既に同油の使用時間が著しく超過していたが、まだ大丈夫と安易に考え、これを新替えしないまま運転を続けていた。
　こうして本船は、同月１８日那覇港を発し、パラオ諸島付近の漁場に至って操業を行ったのち、翌１０月１７日同港に帰港して泊ふ頭北岸壁に係留し、翌１８日午後２時前、同港泊漁港の魚市場岸壁へ水揚げのため移動する目的で、Ａ受審人が主機を起動して毎分６００回転の停止回転で運転していたところ、やがて操舵室の船長がクラッチレバーを前進としたが、使用時間を著しく超過していた潤滑油が劣化して低温における粘度が異常に上昇していたため、同油が各部へ注油されず、同機が焼き付き気味となって作動しないので、Ａ受審人が逆転機の異常に気付いて同機を点検しているうち、同２時ごろ同機が異臭を発したので直ちに主機を停止した。
　当時天候は晴で風力１の北東風が吹き、港内は平穏であった。
　Ａ受審人は、逆転機の焼損を認めて運転を断念し、本船は他船に引かれて前示魚市場岸壁に至り、水揚げを行ったのち同機を陸揚げして開放点検した結果、前進側の入力軸、各軸受、油圧作動筒、摩擦板及び前進軸等の損傷が判明し、のち修理された。

（原因）
　本件機関損傷は、減速逆転機の潤滑油の管理が不十分で、同油の使用時間限度内に更油が行われなかったため、同油が劣化して低温における粘度が異常に上昇し、各部へ注油されなかったことに因って発生したものである。

（受審人の所為）
　受審人Ａが、減速逆転機の潤滑油を管理する場合、同油の使用時間限度内で更油すべき注意義務があったのに、これを怠り、まだ大丈夫と安易に考え、これを新替えしないまま運転を行っていたことは職務上の過失である。